## CEO コラム 『移行登記後の決算は 申請と違っていいの?』

公益総研株式会社 首席研究員兼 CEO 公益財団法人公益推進協会 代表理事 福島 達也

桜の花も散り始め、感傷的な気分になりがちな今日この頃であるが、4月1日の移行登記を終え、ホッとしている法人も多いことであろう。全国でも相当の数の公益法人が、この4月1日に移行登記をしたものと思われる。

何を隠そうそういう私が一番ホッとしているかもしれない。

残念ながら3月の最終審議会で継続審査となり、4月1日を逃した法人もあるが、顧問先のほとんどの法人は何とか無事に滑り込んだという感じであった・・・。

多くの公益法人がこれほどまでに4月1日にこだわるのも、移行登記の前日に強制的に決算をしなくてはいけないという決まりがあり、みないつも通りの3月31日決算1回で済ませたいと思っていたからである。その強制決算さえなければ、これほどまでにこだわることもなかったろう。

せめて、法律で、移行しても通常の決算日までは今まで通りの税制が適用されるとしておけば、 こんな混乱はなかったはずである。法律を作る人ももう少し実務を勉強して欲しい・・・。

さて、そんなことで新法人に移行した公益法人が最初に悩むのが、特例民法法人最後の決算である。

まず、「会計基準は平成20年度改正の基準にしなければいけないのか」という疑問だ。これについては、いろいろなところで「特例民法法人の最後の決算の会計基準は平成16年改正基準で良い」と書いてあるので、多くの公益法人はホッとしていることだろう。もちろん、20年度改正基準にしているところは、どうせ今後は20年度基準なのだから、慌てて16年度基準に戻す必要はない。そのまま20年度基準も採用して続けて欲しい。

今後採用できない「特別会計」がまだ存在していた法人は、少々面倒くさい。特別会計の残高が 0円ということはほとんどないはずだから、その残高は一般会計と合算して、移行後の期首残高に 含めるとよいだろう。

次に、「決算はいつまでに所轄庁に届け出るのか」という質問。

昔の定款(寄付行為)には決算終了後2ヶ月と書いてあるが、新定款では3ヶ月と書いてある。特例民法法人最後の決算だから旧定款が正しいと思っている人が多いが、それは違う。新法人になったのだから、新定款に従って何でも進めることになるのだ。

それから、こういう相談も多い。「公益法人に移行する直前のこの決算はどこに提出するのですか」という質問だ。

これは、当然新法人になってから作成するのだから、新しい行政庁に提出すると思うだろう。しかし、現実は違うのだ。公益法人の場合、新しい行政庁に最初に届け出る予算決算は、新法人になる時の予算やなってすぐ作る決算ではなく、なってから数ヶ月経ってからつくる予算書からなのである。

簡単に言うと、平成24年4月1日に公益法人に移行した特例民法法人は、平成24年度予算も平成23 年度決算も新行政庁には一切届け出ず、平成25年度予算から届け出るのである。

もちろん、一般法人に移行した特例民法法人は、登記の日の前日の決算で財産を確定し、それを 元に公益目的支出計画を作り直して、新行政庁に届け出なければならない。

だから、どの一般法人も、移行登記後3箇月以内には新しい行政庁に最初の申請をすることにな るのだが・・・。

公益法人になったのに、新しい行政庁に何も届け出ないというのはどうもピンと来ないだろうが、 法律ではそうなっているので心配しないでほしい。まあ、県庁の場合は、旧主務担当も新行政庁も 同じ建物の中ということもあって、両方に提出して欲しいとお願いされることもしばしばだが・・・。

さて、ここで大事な問題が隠されているのだ。それは、公益法人に移行する時につくった申請書 はどこまで守らなければならないかということだ。特に、収支相償はどうか?遊休財産制限はどう なのか?

もちろん、法律で定めているので、公益法人になってからの決算では、すべて認定基準をクリア しなければいけないが、特例民法法人最後の決算ではそれはどうなのだろうかという疑問だ。

簡単な例でいうと、23年度予算書で作成した移行申請書では、1億円お金が余りそうなので、そ れを特定費用準備資金にし、それに基づく事業を立てて申請し、認められたとする。果たして23 年度決算が出たら、やっぱり1億円余っていたとした場合、そのお金は収支相償の原則に従い、使 い切らなければならないのだろうか?

答えはNOだ。

だって、申請書では公益目的事業は税金を払わないという前提だから収支相償は関係してくるが、 23年度は特例民法法人なのである。特例民法法人は、収益事業には課税されるのだ。

だから、税金を払ってまで、残ったお金を使い切らなければならないなどという理屈はどこを探 しても通らない。払わなくてもいいから使い切るというのが法律の趣旨。払うのであれば使わなく てもいいのだ。つまり、税金を払わないことを前提にして作った申請書に書いた「特定費用準備資 金」や「資産取得資金」はただの絵に描いた餅であって、特例民法法人時代の決算には何ら影響は ないということを覚えておいて欲しい。

もちろん遊休財産制限も関係ない。

「虚偽申請にならないか」と心配する法人もあるだろうが、あくまでも申請は仮定の話しで作っ たものだから虚偽ではない。平成24年4月1日に移行した3月決算の公益法人の場合、25年3月31日決 算からは認定基準に従うことになるが、24年3月31日決算は認定基準は無視してよい。

このあたりは県庁の職員も間違えている人がいて、税金を払ってもなおかつ全部使い切らせよう と指導しているケースがあるが、ちゃんと勉強して欲しい。これでは資本主義ではなく社会主義に なってしまう。

だから、特例民法法人の最後の決算は、できるだけたくさん税金を払って、できるだけたくさん お金を残しておいて欲しい。公益目的に限定した金融資産にして残すという方法もにわかに出てき たが、堂々と残せるのはこれが最後の年だからである。